**認定農業者制度について**

**《認定農業者とは・・・》**

　農業経営改善計画を立てて計画書を作成し、認定審査会で計画説明とヒアリングを受けた後、市長に認定を受け、この計画の実現に向けて農業経営をする農業者のこと。

また、この計画が着実に達成されるよう、その計画達成に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組を認定農業者制度といいます。

**《農業経営改善計画とは・・・》**

　農業経営の現状と、5年後に実現することを目指す「農業経営の改善に関する目標」を立て、その目標に向かって普及所など関係機関からの助言も得ながら、農業経営を改善していくためのもの。目標は大きく「農業経営規模の拡大」、「生産方式の合理化」、「経営管理の合理化」、

「農業従事の態様の改善」の４つの観点からなり、その目標を達成するための措置（方針）を記載し、計画とするものです。

**・認定のポイント**（所得・従事時間目標）

　市が計画を認定するにあたっては、計画が、市の策定した「農業経営基盤強化促進基本構想」で示している「経営の指標」に照らして適切であるかどうかを念頭に判断します。

経営の指標としている目標は、「農業経営の発展を目指し、農業を主業とする者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者一人当たり概ね360万円程度）、年間労働時間（主たる従事者の年間労働時間概ね1,800時間程度）の水準を実現できるもの」としています。

　なお、計画の作成にあたっては、県東部農林事務所鳥取農業改良普及所〔鳥取市立川町六丁目１７６〕の担当普及員、又は、ＪＡ鳥取いなば営農指導センター〔鳥取市湖山町東五丁目２２８〕の担当者からの助言も受けながら申請書（案）の作成を行ってください。

**《認定農業者としてのメリット》**

　経営改善計画を作ることで、自身の農業経営の現状と改善すべき課題点を再確認し、より効率的・効果的な農業経営を目指すことができ、また、目標を持って農業経営に取り組むことで、これまで以上のやりがいを得ることができます。

　また、国が示す新たな「食料・農業・農村基本計画」では、意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組むことを方針としており、今後の農業経営に関する国の支援は、認定農業者や集落営農組織といった担い手に集中的、重点的に実施されることとなっています。

　その他、フォローアップ活動として、市農業再生協議会（担い手部会）や市認定農業者協議会等で、日常的に経営相談（経営指導・経営診断）や新しい経営情報の提供が受けられる上、認定農業者を対象にした意見交換会・研修会に参加できます。

　特に農業経営改善計画認定後３年目、５年目のフォローアップ調査により、計画の達成状況の確認と経営相談等を行っていきます。

**《認定農業者を対象とした事業・制度》**

＜低利資金の融資＞

**●スーパーＬ資金**・・・農地取得や機械・施設の投資等の長期資金

**●農業近代化資金**・・・農業用機械・施設等の改良、取得、復旧等の中長期資金及び

長期運転資金

**●スーパーＳ資金**・・・肥料や種苗代等の購入代にあてる短期運転資金

＜農地集積＞

**●農地流動化加速的推進事業**・・・

　要件を満たす農地の利用権設定について、１０ａあたりに一定の額を助成。

＜機械・施設整備＞

**●がんばる農家プラン支援事業**・・・

　認定農業者が経営規模の拡大や経営転換を実施するために必要な機械・施設導入を支援するため、事業費の１／２を助成。

＜農業者年金＞

●青色申告で農業所得が９００万円以下の認定農業者に対し、基本保険料(２万円／月)に対する助成を実施。（最大５割を助成）

※「農業経営改善計画認定申請書」の様式については、鳥取市公式ウェブサイトよりエクセルデータとしてダウンロードできます。

 問い合わせ先：鳥取市役所農政企画課、TEL(0857)-30-8305